

規制改革事項の追加及び地方創生特区の指定について

平成 27 年 1 月 27 日
国家戦略特別区域担当大臣
石 破 茂

1. 規制改革事項の追加について

- 昨年 10 月 10 日に第9回国家戦略特別区域諮問会議で取りまとめた事項に加え、積み残しとなっていた各特区の区域会議からの要望や全国提案から、通常国会に提出する改正国家戦略特区法案に盛り込むもの(法律事項)を中心に、特区ワーキンググループにおいて、規制改革事項の追加を関係各省と協議中。
(平成 26 年 11 月 14 日から平成 27 年 1 月 23 日にかけて、15 日間、延べ 61 件)
- 主な事項は、以下のとおり。(今後とも更なる追加があり得る。)

(1) 議論が概ねまとまりつつあるもの又は各省が前向きに検討中のもの

- ・ iPS 細胞から製造する試験用細胞等への血液使用の解禁
- ・ 都市公園内における保育所設置の解禁
- ・ 地方自治体による新規性等のあるサービスに係る随意契約要件の緩和

(2) 各省が困難として、議論が続いているもの

【農林水産分野】

- ・ 農業生産法人の出資・事業要件緩和
- ・ 地権者の所在が不明な農地の集約化促進
- ・ 林地開発許可権限の市町村への移管
- ・ 特定区画漁業権の免許に関する優先順位等の見直し
- ・ 獣医師養成系大学・学部新設の解禁 など

【医療・福祉分野】

- ・ 医師の不足・地域偏在に対応した、外国医師の診療解禁(日本人患者を含む)
- ・ 医療保険・介護保険の住所地特例の対象拡大
- ・ 地域限定美容師の創設及び外国人美容師の解禁
- ・ 往診ルール・在宅医療の弾力化 など

【その他】

- ・ 特区内優良事業者に対する「タクシー減車法」(需給・運賃規制)の適用除外 など

2. 地方創生特区の指定について

○ 昨夏に規制改革事項等の提案のあった 33 の地方自治体(別紙参照)のうち、夏にヒアリング済みで追加提案のないものを除く全自治体について、特区ワーキンググループにおいてヒアリングを実施。

(1月16日から23日にかけて4日間、19件。今後も必要に応じヒアリングを実施)

○ 指定は、下記(1)の国家戦略特区の基準によるが、特に、エ)について、下記(2)の基本的考え方を適用する。

(1) 国家戦略特区の指定基準(基本方針(平成26年2月25日閣議決定))

ア) 区域内における経済的社会的効果

イ) 国家戦略特区を超えた波及効果

ウ) プロジェクトの先進性・革新性等

エ) 地方公共団体の意欲・実行力

オ) プロジェクトの実現可能性

カ) インフラや環境の整備状況

(2) 地方創生特区の指定に当たっての基本的考え方

① 現行法上の規制改革事項等すなわち「初期メニュー」のうち、現在の特区でも困難なものを実際に活用

② 廃案となった法案の「追加メニュー」など、思い切った改革事項を提案

③ 「近未来技術実証(※)」を行うことを積極的に受け入れ

※地方創生特区における「近未来技術実証特区」

- 平成27年1月13日に、平将明副大臣、小泉進次郎大臣政務官の私的諮問機関として、特区ワーキンググループ委員をメンバーとした「近未来技術実証特区検討会」を設置(1月15日に第1回を開催)。
- 遠隔医療、遠隔教育、自動飛行、自動走行などについての新商品・サービスの実証のため、地方創生特区をフラッグシップとして活用し、特に中山間地・離島等で大胆な規制改革を実現。

